# 省エネ・省 $CO_2$加速化支援事業費補助金実施要領

## 第１　目的

この実施要領は、省エネ・省 $CO_2$加速化支援事業費補助金（以下「本件補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第３条第１項に規定する補助事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、家庭及び中小企業等の早期の省エネルギー化並びに再生可能エネルギーの導入拡大及び電力需給の安定化を図り、断熱窓及び省エネ設備等の導入加速により、関連産業の競争力強化及び経済成長を実現し、ＧＸを加速させるとともに、大阪市の 2030 年度の温室効果ガス排出量削減目標達成に貢献することを目的とする。

## 第２　事業内容

本件補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、本件補助金を財源として第３に定める間接補助事業に係る給付金（以下「本件間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

## 第３　補助事業

### （１）間接補助事業及び間接補助対象経費

間接補助事業は、令和８年４月１日以降に大阪市域で実施されるものであって、次に掲げる事業とし、補助事業者は、別表に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、本件補助金の範囲内において本件間接補助金を交付する。

①　住宅等の脱炭素化促進事業

ア　対象事業１

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省 CO2 加速化支援事業）交付要綱（以下「国要綱１」という。）に規定する間接補助事業をいう。

イ　対象事業２

高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金交付要綱（以下「国要綱２」という。）に規定する間接補助事業をいう。

ウ　対象事業３

既存賃貸集合住宅用小型省エネルギー型給湯器導入促進事業費補助金交付要綱（以下「国要綱３」という。）に規定する間接補助事業をいう。

エ　対象事業４

再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（DR リソース導入のための家庭用蓄電システム導入支援事業）交付要綱（以下

「国要綱４」という。）に規定する間接補助事業（家庭用蓄電システム導入支援事業に限る。）をいう。

② 中小企業の省エネ・省 $CO_2$ 加速化支援事業

ア 対象事業５

中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業）交付要綱（以下「国要綱５」という。）に規定する間接補助事業をいう。

イ 対象事業６

中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費交付要綱（以下「国要綱６」という。）に規定するエネルギー利用最適化診断等事業をいう。

ウ 対象事業７

省エネルギー投資促進支援事業費補助金交付要綱（以下「国要綱７」という。）に規定する間接補助事業（設備単位型のうちユーティリティ設備の更新に限る。）又は省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金交付要綱（以下「国要綱８」という。）に規定する間接補助事業（GX 設備単位型のうちユーティリティ設備の更新に限る。）をいう。

（２）本件間接補助金の交付の申請者

本件間接補助金の交付を申請できる者は、次のとおりとする。ただし、当該者は他の同種の補助金の交付を重複して受けることはできないものとする。

| 間接補助事業 | 申請者 |
|---|---|
| 対象事業１ | 国要綱１の補助金（令和７年度補正予算）を財源として交付される間接補助金の交付決定を受けた者 |
| 対象事業２ | 国要綱２の補助金（令和７年度補正予算）を財源として交付される間接補助金の交付決定を受けた者 |
| 対象事業３ | 国要綱３の補助金（令和７年度補正予算）を財源として交付される間接補助金の交付決定を受けた者 |
| 対象事業４ | 国要綱４の補助金（令和７年度補正予算）を財源として交付される間接補助金の交付決定を受けた者 |
| 対象事業５ | 国要綱５の補助金（令和７年度補正予算）を財源として実施される対象事業５に係る診断等を受けた者 |
| 対象事業６ | 国要綱６の補助金（令和８年度予算）を財源として実施される対象事業６に係る診断を受けた者 |
| 対象事業７ | 国要綱７の補助金（令和７年度補正予算）を財源として交付される間接補助金の交付決定又は国要綱８の補助金（令 |

| | |
|---|---|
| | 和７年度補正予算）を財源として交付される間接補助金の交付決定を受けた者（中小企業等に限る。） |

（３）本件間接補助金の交付額

本件間接補助金の交付額は、別表のとおりとし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（４）補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

ア　本件間接補助金の交付（交付申請の予約、受付、審査から本件間接補助金の支払までを含む。）

イ　本件間接補助金の交付決定を受けた者の指導監督

ウ　間接補助事業に関する広報・周知

エ　間接補助事業に対する問合せ等への対応

オ　上記アからエの付帯業務

（５）交付規程の内容

①　交付要綱第 17 条の本件間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付の申請、変更申請、交付の決定の通知、交付の条件、申請の取下げ、補助事業の遂行の命令等、実績報告、補助金の額の確定等、補助金の支払、交付決定の取消し等、情報管理、秘密保持及び暴力団排除に関する誓約並びにその他必要な事項を記載するものとする。

②　本件間接補助金の交付手続等について、電磁的方法による場合は、交付規程に必要な事項を定めなければならない。

（６）補助金の還元

間接補助事業（対象事業１から対象事業３までに限る。）に係る本件間接補助金の交付の申請者は、交付を受けた本件間接補助金について、住宅等の所有者（法人を含む)、居住者又は管理組合・管理組合法人等に全額還元しなければならない。

（７）間接補助事業の指導監督

①　補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、本件間接補助金の交付決定を受けた者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に市長に報告するものとする。

② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、市長に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、本件間接補助金の交付決定を受けた者に対して必要な改善を指導するものとする。

（８）本件間接補助金の返還等の取扱い

市長は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、本件間接補助金の交付決定を受けた者から本件間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを大阪市に返還又は納付させることがある。

第４　指導監督

（１）補助事業の適正な実施の確保

市長は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

（２）間接補助事業完了後において従うべき条件

市長は、間接補助事業が交付要綱第７条第 11 号イ、ウ及びエに基づき付した条件に適合していないと認められる場合には、間接補助事業者に対して条件に適合するよう指示をすることができる。

第５　その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、市長に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附　則

この実施要領は、令和８年４月８日から施行する。

附　則

１　この実施要領は、令和８年８月 31 日から施行する。

２　この要領による改正後の省エネ・省 $CO_2$ 加速化支援事業費補助金実施要領の規定は、この要領の施行の際現に省エネ・省 $CO_2$ 加速化支援事業費補助金の交付決定を受けている者にも適用する。

別表

| 間接補助事業 | 間接補助対象経費 | 本件間接補助金の交付額 | 交付額の上限 |
|---|---|---|---|
| 対象事業１ | 対象事業１の実施に要する費用 | 別紙に定める補助単価に施工箇所数を乗じて得た額 | １戸あたり 10 万円 |
| 対象事業２ | 対象事業２の実施に要する費用 | 間接補助対象経費に係る補助単価（１台あたり３万円）に台数を乗じて得た額 | ― |
| 対象事業３ | 対象事業３の実施に要する費用 | 間接補助対象経費に係る補助単価（１台あたり３万円）に台数を乗じて得た額 | ― |
| 対象事業４ | 対象事業４の実施に要する費用 | 間接補助対象経費に係る補助単価（１kWh あたり３万円）に初期実効容量を乗じて得た額 | １申請あたり 30 万円 |
| 対象事業５ | 対象事業５に係る診断等を受けるために要する費用 | 対象事業５に係る診断等を受けるために負担した費用の定額 | １申請あたり５万円 |
| 対象事業６ | 対象事業６に係る診断を受けるために要する費用 | 対象事業６に係る診断を受けるために負担した費用の定額 | １申請あたり５万円 |
| 対象事業７ | 対象事業７の実施に要する費用 | 間接補助対象経費に３分の１を乗じて得た額 | １申請あたり 300 万円 |

備考　本件間接補助金の交付額は、国要綱１から国要綱８までの補助金を財源とする補助の額と本件間接補助金の交付額の合計額が、間接補助対象経費を超えない範囲内において算定する。

別紙

（１）戸建住宅及び非住宅建築物（延床面積 240 ㎡以下）※1における補助額

（円。ガラス交換：１枚あたり。その他：施工箇所１箇所あたり）

| 工種 | グレード | 熱貫流率 (W/m2・K) | 大きさの区分 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 特大※2 | 大※3 | 中※4 | 小※5 |
| ガラス交換※6 | ＳＳ | Uw1.1 以下 | 52,000 | 34,000 | 21,000 | 7,000 |
| | S | Uw1.5 以下 | 35,000 | 23,000 | 15,000 | 4,000 |
| | A | Uw1.9 以下 | 27,000 | 18,000 | 12,000 | 3,000 |
| 内窓設置 | ＳＳ | Uw1.1 以下 | 93,000 | 59,000 | 38,000 | 24,000 |
| | S | Uw1.5 以下 | 50,000 | 34,000 | 22,000 | 14,000 |
| | A | Uw1.9 以下 | － | － | － | － |
| 外窓交換（カバー工法） | ＳＳ | Uw1.1 以下 | 100,000 | 100,000 | 92,000 | 59,000 |
| | S | Uw1.5 以下 | 100,000 | 82,000 | 61,000 | 40,000 |
| | A | Uw1.9 以下 | 77,000 | 58,000 | 44,000 | 27,000 |
| 外窓交換（はつり工法） | ＳＳ | Uw1.1 以下 | 100,000 | 99,000 | 73,000 | 46,000 |
| | S | Uw1.5 以下 | 78,000 | 61,000 | 45,000 | 29,000 |
| | A | Uw1.9 以下 | 57,000 | 42,000 | 32,000 | 19,000 |

（２）低層集合住宅及び非住宅建築物（延床面積 240 ㎡超）※1,7における補助額

（円。ガラス交換：１枚あたり。その他：施工箇所１箇所あたり）

| 工種 | グレード | 熱貫流率 (W/m2・K) | 大きさの区分 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 特大※2 | 大※3 | 中※4 | 小※5 |
| ガラス交換※6 | ＳＳ | Uw1.1 以下 | （３）における補助額と同じ | | | |
| | S | Uw1.5 以下 | | | | |
| | A | Uw1.9 以下 | | | | |
| 内窓設置 | ＳＳ | Uw1.1 以下 | | | | |
| | S | Uw1.5 以下 | | | | |
| | A | Uw1.9 以下 | － | － | － | － |
| 外窓交換（カバー工法） | ＳＳ | Uw1.1 以下 | （１）における補助額と同じ | | | |
| | S | Uw1.5 以下 | | | | |
| | A | Uw1.9 以下 | | | | |
| 外窓交換（はつり工法） | ＳＳ | Uw1.1 以下 | | | | |
| | S | Uw1.5 以下 | | | | |
| | A | Uw1.9 以下 | | | | |

（３）中高層集合住宅及び非住宅建築物（延床面積 240 ㎡超）※1,8 における補助額

（円。ガラス交換：１枚あたり。その他：施工箇所１箇所あたり）

| 工種 | グレード | 熱貫流率 (W/m2・K) | 大きさの区分 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 特大※2 | 大※3 | 中※4 | 小※5 |
| ガラス交換※6 | ＳＳ | Uw1.1 以下 | 57,000 | 38,000 | 23,000 | 8,000 |
| | S | Uw1.5 以下 | 39,000 | 26,000 | 16,000 | 5,000 |
| | A | Uw1.9 以下 | 30,000 | 20,000 | 13,000 | 4,000 |
| 内窓設置 | ＳＳ | Uw1.1 以下 | 100,000 | 65,000 | 42,000 | 26,000 |
| | S | Uw1.5 以下 | 55,000 | 38,000 | 24,000 | 16,000 |
| | A | Uw1.9 以下 | － | － | － | － |
| 外窓交換（カバー工法） | ＳＳ | Uw1.1 以下 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 61,000 |
| | S | Uw1.5 以下 | 100,000 | 100,000 | 69,000 | 41,000 |
| | A | Uw1.9 以下 | 100,000 | 88,000 | 61,000 | 36,000 |
| 外窓交換（はつり工法） | ＳＳ | Uw1.1 以下 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 61,000 |
| | S | Uw1.5 以下 | 100,000 | 100,000 | 69,000 | 41,000 |
| | A | Uw1.9 以下 | 100,000 | 88,000 | 61,000 | 36,000 |

※１ 非住宅建築物については、建築基準法で第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域に建設することが認められている建築物が対象である。

※２ 特大：ガラス（一枚）の面積 2.0 ㎡以上。サッシ（一箇所）の面積 4.0 ㎡以上。

※３ 大：ガラス（一枚）の面積 1.4 ㎡以上 2.0 ㎡未満。サッシ（一箇所）の面積 2.8 ㎡以上 4.0 ㎡未満。

※４ 中：ガラス（一枚）の面積 0.8 ㎡以上 1.4 ㎡未満。サッシ（一箇所）の面積 1.6 ㎡以上 2.8 ㎡未満。

※５ 小：ガラス（一枚）の面積 0.1 ㎡以上 0.8 ㎡未満。サッシ（一箇所）の面積 0.2 ㎡以上 1.6 ㎡未満。

※６ ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出。

※７ ３階建以下の集合住宅又は非住宅建築物をいう。ただし、非住宅建築物については 10m または 12m のうち、当該地域に関する都市計画において定められた建築物の高さ以下が対象。

※８ ４階建以上の集合住宅又は非住宅建築物をいう。ただし、非住宅建築物については 10m または 12m のうち、当該地域に関する都市計画において定められた建築物の高さ以下が対象。

（４）その他

改修を行う住戸のドア（開口部に取り付けられているものに限る。）を、窓の改修と同一契約内で改修する場合に限り、補助の対象とする。単価については、当該ドアの改修方法、断熱性能（熱貫流率（別紙（１）～（３）の表中の窓の熱貫流率を表すUwを、ドアの熱貫流率を表すUdに置き換える））及び大きさ（別紙（１）～（３）の「サッシ」については、「ドア」と置き換える）に基づき判断し、相当する窓の単価を適用する。

また、断熱性能については、欄間や袖などが対象製品の一部としている場合にはこれらも含めて判断する。